

社会保障審議会 介護保険部会（第 40 回）	齊藤秀樹委員 提出資料
平成 23 年 11 月 15 日	

審議のとりまとめにあたって

平成 23 年 11 月 15 日
 社会保障審議会介護保険部会
 委員 齊藤 秀樹
 （全国老人クラブ連合会）

1. 介護職員処遇改善交付金の取り扱いについて

○公費財源に期待できない現状

昨年の介護保険部会から 1 年が経過したが、「介護職員処遇改善交付金」の取り扱いが、政治判断がないまま今日を迎えたことは誠に遺憾です。

また、社会保障を支える恒久財源として新たに消費税増税案が示されたものの、政治的・国民的合意はいまだ道半ばです。また国民的関心の高かった埋蔵金財源への期待感も薄れ、さらに東日本大震災に伴う復興財源対策など、介護保険等の諸施策を支える公費財源確保の環境は極めて厳しい現状です。

○恒久財源の確保と公費負担の拡大は政治責任で

「介護職員処遇改善交付金」は、介護人材の慢性的な不足に対し、国の責任で介護職員の処遇改善を行なうとの目的で創設された経緯があります。

今後、恒久財源が確保される見通しとなった段階では、現行の国の負担割合である 25% を超える公費負担の拡大に努め、国としての責任を果たすべきと考えます。

○処遇改善は介護保険財源で対応すべき

昨年の介護保険部会では、「ペイアズユーゴー原則」に縛られた議論のなかで、「介護職員処遇改善交付金」は外付けで継続すべきと主張してきましたが、公費財源確保に期待できない現状では、処遇改善の選択肢は介護報酬化に絞られた感があります。

一方、交付金は一時金や諸手当支給に限定され、根本的な処遇改善につながりにくい現状があります。本来、介護人材の確保に要する費用は、安定性・継続性の観点から介護保険財源で対応すべきものであると考えます。

○保険料の公平な負担

交付金の介護報酬化は、第 1 号及び第 2 号被保険者の保険料負担につながりますが、介護人材の確保と処遇改善は、質の高い介護サービスの提供に資するものであることから、急激な保険料負担とならないよう所要の措置が講じられたうえで、総報酬割の導入を含め、現役世代、高齢者世代がともに所得に応じた公平な保険料負担によって制度を支える必要があると考えます。

○処遇改善に関する情報公表について

現在、介護保険給付費分科会において、「処遇改善加算」の創設が検討されていますが、次期介護報酬改定時（平成 27 年度）以降は基本単価に組み入れ、すべての介護従事者を対象にすべきと考えます。そのため将来にわたり報酬が確実に給与所得の改善につながるよう、処遇改善にかかわる給与情報等の項目・範囲を検討のうえ、公表を義務化されるよう要望します。

2. 給付の重点化について

論点として出されている「要支援者の利用負担割合の引上げ」、「ケアマネジメントに係わる利用者負担」、「一定以上所得者の利用者負担」、「多床室の給付範囲」に関しては、昨年の介護保険部会で審議を重ね、各委員の意見をもとに「介護保険制度の見直しに関する意見」として取りまとめ、すでに意見集約されたものと理解しています。